

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第29号

条件付一般競争入札（事後審査方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。なお、本告示に記載のない事項については坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負一般競争入札（事後審査型）要領（以下「要領」という。）の規定によるものとする。

令和7年8月18日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石川 清

1 入札対象案件

別紙1「入札対象案件」のとおり

2 設計金額等

別紙1「入札対象案件」のとおり

3 支払条件

別紙1「入札対象案件」のとおり

4 入札参加形態

別紙1「入札対象案件」のとおり

5 入札の方法

この入札は、本告示に定める入札参加資格要件を満たしていれば、条件付一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（以下「参加申請書」という。）を提出することにより入札に参加することができ、開札後に、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者（以下「落札候補者」という。）から順に条件付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出を求め、資格審査の結果、適格者を落札者と決定する「事後審査型」方式で行う。

なお、坂戸、鶴ヶ島下水道組合郵便入札実施要領に基づき、郵便入札の形態で執行するものとする。

6 入札参加資格要件

この入札の告示日現在において、次の要件を全て満たす者であること。ただし、告示日から落札決定までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又は、この入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することができない。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この案件の公告の日から落札決定までの間に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号）に基づく指名停止措置又は坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成9年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対してこれらの手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする再審査申請を行っている者を除く。
- (4) 令和7・8年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札等参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、次の条件を全て満たす登載がある者であること。

ア 登録業種

別紙1「入札対象案件」のとおり

イ 事業所の所在地

別紙1「入札対象案件」のとおり

ウ 履行実績

別紙1「入札対象案件」のとおり

- (5) 社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がない者であること。

(6) 配置予定技術者

ア 管理技術者、照査技術者及び技術者

別紙1「入札対象案件」のとおり

- イ 落札候補者となった者が提出する確認申請書に記載した配置予定技術者は、やむを得ない事情（死亡、疾病、退職等）がある場合を除き、原則として落札者として決定した後に変更することはできない。なお、配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認申請書に記載することができる。

7 設計図書等

入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次により取得するものとする。なお、設計図書等が取得できない場合は、総務課まで問い合わせること。

(1) 掲載方法

組合ホームページ「入札・契約情報」のページに掲載する。

(2) 掲載期間

令和7年8月19日（火）午前9時から

令和7年8月26日（火）午後4時まで

(3) 設計図書等の形態

設計図書等の形態（ファイル形式）は、PDF、MS-WORD又はMS-EXCELとする。

8 入札参加の申請

入札に参加を希望する者は、参加申請書を次に掲げる期間にメールにより提出しなければならない。メール以外の申請については認めないものとする。また、メールによる受付完了の返信受領を持って、参加申請手続きの完了とみなすものとする。

(1) 申請期間

令和7年8月19日（火）午前9時から

令和7年8月26日（火）午後4時まで

(2) 提出先

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課

メールアドレス nyuusatsu@stgesui.or.jp

(3) 参加申請書

参加申請書の様式は、設計図書等を含め組合ホームページに掲載する。

9 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等について質問のある者は、次により行うことができる。

(1) 質問の方法

ア 受付期間

令和7年8月19日（火）午前9時から

令和7年8月26日（火）午後4時まで

イ 受付担当課

別紙1「入札対象案件」のとおり

ウ 受付方法

指定の様式により、前記の受付期間内にメールにて提出する。

メールアドレス nyuusatsu@stgesui.or.jp

(2) 回答の方法

ア 回答方法

質問に対する回答については、質問者名を伏して、次により掲示する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

イ 掲示期間

令和7年9月1日（月）から

令和7年9月8日（月）まで

ウ 掲示場所

坂戸、鶴ヶ島下水道組合入札情報掲示板（坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎1階）及び組合ホームページ「入札・契約情報」のページに掲示する。

10 入札執行の日時等

(1) 提出期限

令和7年9月8日（月）まで（郵送※必着）

(2) 提出先及び提出方法

別紙2「郵便入札について」のとおり

(3) 開札日時

別紙1「入札対象案件」のとおり

(4) 開札場所

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 総務課

(5) 入札回数

1回限りとし、再度入札は行わない。

(6) 入札金額見積内訳書の提出

入札に際し、入札書の提出と同時に入札金額見積内訳書の提出を求める。なお、入札金額見積内訳書の提出がない場合、又は、入札金額見積内訳書の合計額と入札書記載の金額が一致しない場合は、当該入札を無効とする。

(7) 入札保証金

入札保証金については、免除とする。

(8) 落札候補者の決定方法

落札候補者は、組合が設定する予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者とし、開札日当日に該当者へ電話で連絡する。なお、落札候補者となるべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、別紙3「くじによる落札者（落札候補者）の決定方法について」のとおり、くじを執行するものとする。

1 1 入札参加資格の事後審査

落札候補者となった者は、組合の指定する日までに確認申請書（次に掲げる添付書類を含む。）を持参により総務課へ提出し、審査を受けなければならない。当該書類を提出しない場合又は提出された書類に不備・不足がある場合は、その者がした入札を無効とし、その者以外の落札候補者で再度くじを執行し、落札候補者を決定する。

(1) 条件付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書の添付書類は次に掲げるものとする。

ア 配置予定技術者経歴書（資格を証明する写しを添付）

イ 配置予定技術者について、落札候補者と参加申請日の3月以前から直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類

1 2 落札者の決定

前項の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知し、契約締結に必要な説明を行うものとする。また、他の入札参加者への通知は、組合ホームページの入札結果の掲載をもって代えることとする。

1 3 契約保証金

落札者となった者は、契約の締結と同時に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則（以下「契約規則」という。）の規定により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

1 4 契約条項等

要領、契約規則及び約款については、総務課及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合ホームページにおいて閲覧に供する。

1 5 その他

(1) 入札に際しては、設計図書等、入札参加者心得書、約款及び現場等を熟知のうえ参加すること。

- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札参加者又はその代理人の開札への立ち合いはできないものとする。
- (4) この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。

別紙 1

入 札 対 象 案 件

入 札 番 号	2	
委 託 名	下水道管路特別重点調査業務委託	
委 託 場 所	公共下水道整備区域内	
委 託 期 間	契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで	
委 託 概 要	設計業務（修繕・改築計画）一式 マンホール蓋点検工 一式 マンホール目視調査工 一式 管内潜行目視調査工 一式 報告書作成 一式	
設 計 金 額	12,670,900 円※消費税及び地方消費税（10%）を含む。	
予 定 価 格	入札後に公表する。	
最 低 制 限 価 格	設定する。（入札後に公表する。）	
入 札 参 加 形 態	単体企業	
登 録 業 種	建設コンサルタント（下水管渠）を希望している者。	
事 業 所 の 所 在 地	坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対して契約権限を有する本店又は営業所等の所在地については、指定しない。	
配 置 予 定 技 術 者	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めること。 ・成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めること。 ・調査・診断を行う技術者を定めること。 ・配置予定技術者は、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道実施設計の実務経験者（10年以上）（技術者は除く） 2. 技術士登録の上下水道部門（下水道）の資格を有する者 3. R C C M（下水道）の資格保有者（照査技術者・技術者は除く） 4. 下水道管路管理総合技士又は主任技士の資格を有する者（照査技術者は除く） 5. コンクリート診断士（管理技術者・照査技術者は除く） のいずれかの要件を満たす者でなければならない。 ・管理技術者と照査技術者を兼ねることができない。 ・技術者は、管理技術者または照査技術者と兼ねることができる。 ・配置予定技術者は、入札参加者と参加申請日の3月以前から直接的かつ恒常的な雇用関係がある者でなければならない。 ・配置予定技術者を特定できないときは、複数の候補者を記載することができる。 	
支 払 条 件	前 払 金	有 ※請負代金額の30%以内とする。ただし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
	部 分 払	無
開 札 日 時	令和7年9月9日（火） 午前9時30分	
担 当 課	維持管理課	

【注意事項】

- 1 入札に参加を希望する者は、参加申請書を提出しなければならない。

別紙 2

郵便入札について

この入札は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合郵便入札実施要領に基づき、郵便入札の形態で執行することとし、その手続きについては以下のとおりとする。

1 提出方法及び提出先

「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法にて提出期間中に坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課あて郵送すること。郵送以外の方法により提出された入札書については無効とする。

2 入札に必要な書類

(1) 入札書

ア 組合ホームページから所定の入札書をダウンロードし作成すること。

イ 郵送での入札のため、必ず坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対して契約権限を有する者の名前、印鑑（契約印）で作成すること。契約権限を有する者以外の入札書は、その入札を無効とする。

ウ 入札日については、入札書を作成した日を記入すること。

(2) 内訳書

組合ホームページから所定の入札書等をダウンロードし作成すること。

(3) 封筒

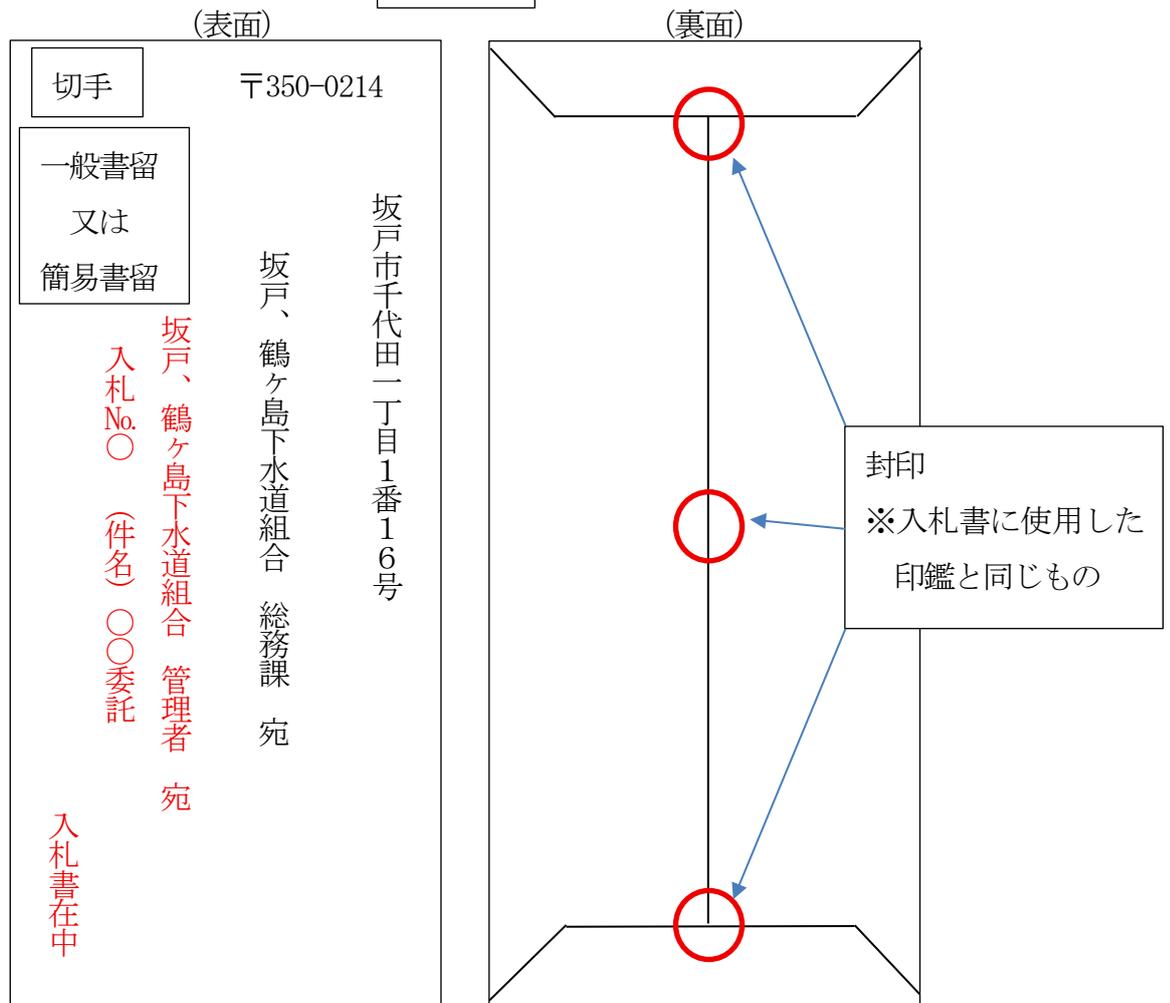
入札書及び内訳書は、1つの封筒に入れ、封筒は長形3号封筒を使用すること。また、郵送する封筒には、余白欄に「坂戸、鶴ヶ島下水道組合 管理者あて (件名) ○○委託 入札書在中」を朱書きすること。

※封筒は事業者名記載のもの（手書き可）を使用すること。

※複数件の入札に参加する場合は、入札ごとに作成いただいた個封筒を一つの定形外封筒等にまとめて郵送が可能。

【封筒記載見本】

長形3号



3 その他

(1) 入札書を郵送後は、辞退することはできない。

(2) 入札を辞退する場合は、辞退届を

令和7年9月8日(月)午後5時まで(必着)にメール又はFAXで送付し、電話で到達確認を行うこと。

メールアドレス: nyusatsu@stgesui.or.jp

FAX: 049-289-8988

電話: 049-283-2051

辞退届(右上)の日付は提出日とする。

(3) 今回の郵便入札は、入札参加者又はその代理人の開札への立ち合いはできないものとする。

別紙3

くじによる落札者（落札候補者）の決定方法について

- (1) 入札書に3桁の任意のくじ番号を入力する。記載が無い場合は「000」とみなす。
- (2) 同一価格の入札者のくじ番号を合算し、同一価格の入札者数で除したのち、余りを求める。
- (3) 同一価格の入札者に対して、入札参加資格申請の際に組合が付した業者番号の昇順に0から順位を付与する。
- (4) (2) で求めた余りと (3) で付した順位が同じものを落札者候補者とする。

< 例：5社のくじとなった場合 >

業者名	くじ番号 (1)	入札参加資格申請番号	左記昇順位 (3)
A社	1 2 3	1 0 3 9	0
B社	4 5 6	1 1 4 6	1
C社	7 8 9	1 2 9 7	2
D社	1 4 7	1 3 0 9	3
E社	3 6 9	1 4 5 8	4 (落札) (4)
計 5社	1 8 8 4	余りの計算 $1884/5 = (376 \times 5) + 4$ よって 余りは4 (2)	

※上記により、事後審査を行った結果、E社が不適格となった場合

- ・ E社を除く4社の合計数字 (1 5 1 5) を4で除した余り
 $1515/4 = (378 \times 4) + 3$ よって余りは3 順位3番のD社が次位

以後、同様に繰り返し